

実績評価書

(厚生労働省2(Ⅷ-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅷ-1-1)</p> <p>基本目標Ⅷ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標1: 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>【生活保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。 <p>【生活困窮者自立支援制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第1条において、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 福祉事務所を設置する地方自治体において、上記の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給や、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。 <p>※ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施 生活困窮者等への支援の強化 生活困窮者等の住まい対策の推進 生きづらさを感じるなどの様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の強化 保護施設での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要費用への財政的支援 保護施設における新型コロナウイルス感染症に関連して発生したかかりまし経費及び事業継続に向けた取組への財政的支援 <p>【福祉の支援が必要な刑務所出所者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑又は保護処分の執行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるが、釈放後の行き場のない人等を必要な福祉サービスにつなげるため、平成21年度から、地域生活定着促進事業を実施(生活困窮者就労支援事業費等補助金の一部)している。 <p>【成年後見制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、今後の施策の目標として①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を掲げ、成年後見制度の利用促進のための施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。</p> <p>①頻回受診対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している者で、短期的・集中的な治療(※)を行っていない者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。 (※)15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者 他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認められた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は49%程度(令和元年度実績)となっている。対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。 <p>②薬剤費対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品(ジェネリック医薬品)については、平成25年改正において医師等が使用を可能とした場合は後発医薬品の使用を促すことを規定し、平成30年改正において、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられた。令和2年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合は、87.8%で改革工程表における政府目標である80%を上回っており、原則化の効果が表れているといえる。 <p>③就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対する就労支援は、就労支援関連事業の対象者18.7万人のうち10.7万人が事業に参加し、4.5万人が事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている一方、事業への参加率は57.1%、就労・増収率は42.4%に留まっていることから、就労支援の強化が求められている(平成30年度実績)。 <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、生活困窮者への多様な支援の必要性が高まっている。 こうした状況を踏まえ、生活保護に至る前の段階で、複雑かつ多様な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行い、その自立を促進する必要がある。 また、支援を必要とする人の中には、日々の生活に追われ、また自尊感情の低下等により自ら相談することが難しい場合も多いため、生活困窮者が相談に来るのを待つのではなく、アウトリーチの観点から、支援を必要とする人に確実に支援を届けることが重要である。 生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方も多く、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化が求められている。 また、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、釈放後から福祉サービスを受けられるようにする必要がある。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。 ※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和2年12月末時点で約23万人。 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。 <p>3</p>

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	生活保護制度を適正に実施すること。	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。
	目標2 (課題2)	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。	生活が困窮しているという状態の背景にある課題は、就職活動困難、病気、住まいの不安定、家族の問題、メンタルヘルス、家計関係の課題、就職定着困難、債務など多岐にわたり、そうした課題を複数抱える人も少なくない。このような複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状況に応じ、自立に向けた包括的な支援を提供する必要があるため。
	目標3 (課題3)	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進する。	全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。

施策の予算額・執行額等	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,972,777,387	2,965,486,634	2,957,859,124	2,934,065,093	2,936,415,578
		補正予算(b)	-35,285,449	-50,657,671	-53,586,582	660,479,211	
		繰越し等(c)	0	-838,473	30,614,004	395,516,457	
		合計(a+b+c)	2,937,491,938	2,913,990,490	2,934,886,546	3,990,060,761	
	執行額(千円、d)	2,863,729,787	2,817,236,300	2,828,231,230	3,871,406,108		
執行率(%、d/(a+b+c))	97.5%	96.7%	96.4%	97.0%			

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～	平成27年6月30日	<p>足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの実効かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。さらに、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>平成27年度から全国で施行された生活困窮者自立支援制度について、質の高い支援が適切に提供されるよう、その着実な推進を図る。</p>
施政方針演説(安倍総理)	平成30年1月22日	<p>3人づくり革命(教育の無償化)</p> <p>格差の固定化は、決してあってはならない。貧困の連鎖を絶ち切らなければなりません。</p> <p>生活保護世帯の子どもたちへの支援を拡充します。公平性の観点から給付額を見直す一方、食事など生活習慣の改善、放課後の補習など、子どもたちへのきめ細かな支援を充実します。大学に進学する際には、住宅への扶助について、現行制度を改め、給付水準を維持するとともに、新生活に必要な費用を援助する新しい制度を創設します。</p>	

達成目標1について		生活保護制度を適正に実施すること									
指標1 被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	生活保護受給者の就労による経済的自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】										
	(参考)平成30年度実績値57.1%は、分母:事業対象者の人数(187,826人)、分子:事業参加者の人数(107,319人)から算出したもの。										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
-	36.4%	36.5%	57.1%	集計中(令和3年12月目途公表予定)	集計中(令和4年12月目途公表予定)	65%	○		(△)		
年度ごとの目標値	/										
指標2 被保護者就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】										
	(参考)平成30年度実績値42.4%は、分母:事業参加者の人数(107,319人)、分子:就労・増収者の人数(45,504人)から算出したもの。										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
-	42.4%	43.6%	42.4%	集計中(令和3年12月目途公表予定)	集計中(令和4年12月目途公表予定)	50%	○		(△)		
年度ごとの目標値	/										

測定指標

指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
<p>指標3 「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合) (アウトカム)</p> <p>(※)生活保護世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。</p> <p>【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】</p>	<p>生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和3年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考)平成30年度実績値38.7%は、分母:その他の世帯の総数(244,108世帯)、分子:就労者のいるその他の世帯数(94,542世帯)から算出したもの。</p>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	-	36.6%	40.4%	38.7%	集計中 (令和3年12月目途公表予定)	集計中 (令和4年12月目途公表予定)	45%	○	(△)	
年度ごとの目標値	<p>年度ごとの目標値</p>									
指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
<p>指標4 医療扶助の適正化に向けた地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率 (アウトプット)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】</p>	<p>後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても、更なる使用促進を図るため、後発医薬品の使用割合が80%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしており、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考)令和2年度実績値97.4%は、分母:後発医薬品の使用割合が80%未満の福祉事務所設置自治体数(114団体)、分子:後発医薬品使用促進計画が策定済みの福祉事務所設置自治体数(111団体)から算出したもの。</p>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度			
	-	99.88%	99.9%	98.7%	99.6%	97.4%	100%	○	△	
年度ごとの目標値	<p>年度ごとの目標値</p>									
指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
<p>指標5 医療扶助について頻回受診対策を実施する地方公共団体 (アウトプット)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】</p>	<p>・生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。</p> <p>・そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。</p> <p>・なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を5については100%、6については2021(令和3)年度において2017(平成29)年度改善者数割合比2割以上としている。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(※目標値の設定は平成28年度から) (参考)令和元年度実績値100%は、分母:頻回受診適正化計画の策定を要する自治体数(82団体)、分子:頻回受診適正化計画を策定済みの自治体数(82団体)から算出したもの。</p>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度			
	-	100%	100%	100%	100%	集計中 (令和3年12月目途公表予定)	100%	○	(○)	
年度ごとの目標値	<p>年度ごとの目標値</p>									
指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
<p>指標6 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合 (アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】</p>	<p>・生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。</p> <p>・そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。</p> <p>・なお、「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を5については100%、6については2021(令和3)年度において2017(平成29)年度改善者数割合比2割以上としている。 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1)平成27年度実績:45.2% (参考2)令和元年度実績値49.0%は、分母:適正受診指導対象者の人数(2,835人)、分子:適正な受診日数に改善された者の人数(1,388人)から算出したもの。</p>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	-	52.33%	53.9%	54.1%	49.0%	集計中 (令和3年12月下旬目途公表予定)	2017(平成29)年度改善者数割合比2割以上			-
年度ごとの目標値	<p>年度ごとの目標値</p>									

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標7 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		・ 後発医薬品の使用促進については、平成25年の生活保護法改正において後発医薬品の使用を促すよう規定し、平成30年の同法改正では、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられており、生活保護の医療扶助においても各種の取組を実施しているが、その効果を評価するため本指標を選定している。 ・ なお、平成29年12月21日策定「経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版」において、平成30年度までに使用割合を80%とすることを目標としていたが、平成30年12月20日策定「新経済・財政再生計画改革工程表2018」において、毎年度、使用割合を80%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考1) 平成27年度実績63.8%(平成27年6月審査分) (参考2) 令和2年度実績値87.8%は、分母:生活保護受給者に処方された薬剤総量(315,052,522個)、分子:うち後発医薬品の個数(276,557,690個)から算出したもの。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度		
年度ごとの目標値		75%	75%	80%	80%	80%		○	○	
指標8 指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数 (アウトプット)		最後のセーフティネットである生活保護が適切に機能するよう、都道府県が生活保護指導職員を配置し、毎年度管内福祉事務所に対して指導監査を実施している。この取組が確実に実行されているかを評価するため、本指標を選定している。 (参考) 平成27年度実績:1,268件、平成28年度実績:1,268件								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度		
年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	集計中 (令和4年3月 目途確定 予定) 100%		(○)	

達成目標2について 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標9 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐ事が重要。この取組が確実に実行されているかを評価するため、本指標を選定し、制度施行後の相談件数の実績値を踏まえ、令和3年度までに25万件とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考) 平成27年度実績:226,411件								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
年度ごとの目標値		34万件	-	-	25万件	25万件	集計中 (令和3年11月 目途公表 予定) 25万件	○	(○)	
指標10 自立生活のためのプラン作成件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に実行されているかを評価するため、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度年間新規相談件数の50%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考1) 平成27年度実績:25% (参考2) 直近の実績値である令和元年度実績値32%は、分子:プラン作成件数(79,429件)、分母:新規相談件数(248,398件)から算出したもの。 ※令和2年度プラン作成件数(速報値)127,900件								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度		
年度ごとの目標値		年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	集計中 (令和3年11月 目途公表 予定) 年間新規相談件数の50%		(×)	

測定指標

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標11 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		<p>支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成するが、支援の中でも就労支援が大きな柱になることから、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、毎年度プラン作成件数の60%とすることを目標値としている。 【AP新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1) 平成27年度実績: 50% (参考2) 直近の実績値である令和元年度実績値45%は、分子: 就労支援対象者数(35,431人)、分母: プラン作成件数(79,429件)から算出したもの。</p>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
	年度ごとの目標値	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	—	(×)
指標12 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		<p>就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労及び増収することは、本人の自立に向けて重要であることから、本指標を選定し、平成26年度に実施したモデル事業に先駆的に取り組み、就労支援のノウハウを有する地方公共団体の平成27年度前半の実績を踏まえ毎年度75%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考) 直近の実績値である令和元年度実績値61%は、分子: 就労及び増収者数(21,607人)、分母: 就労支援対象者数(35,431人)から算出したもの。</p>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
	年度ごとの目標値	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	—	(△)
指標13 住居確保給付金受給中に常用就職した者の割合 (アウトカム) ※平成21年10月より住宅手当 ※平成25年度より住宅支援給付金 ※平成27年度より住居確保給付金		<p>離職者がその就職活動に専念できるよう、就職活動の基盤である住まいを確保するため家賃相当額を給付しているが、この給付が離職者の就職支援につながっているかを評価するため、本指標を選定し、前年度末時点の実績を上回ることを目標値としている。 (参考1) 平成27年度実績: 47.6% (参考2) 直近の実績値である令和元年度実績値49.1%は、分子: 新規決定件数のうち常用就職した件数(累計)(70,724件)、分母: 新規決定件数(累計)(143,971件)から算出したもの。</p>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
	年度ごとの目標値	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	—	(○)
指標14 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		<p>生活困窮者が抱える課題について、生活困窮者自立支援制度における継続的支援による改善状況を多角的に測ることは、自立に向けた支援の効果の評価として重要であることから、本指標を選定し、「住まいの確保」、「家計の改善」、「自立意欲の向上・改善」等の観点で改善が見られた者の割合について、令和3年度までに90%とすることを目標値としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p> <p>(参考1) 直近の実績値である令和元年度実績値84%は、分子: 「見られた変化」が変化あり(※)の件数(61,655件)、分母: 評価実施件数(中断除く)(73,098件)から算出したもの。</p> <p>※ 変化ありとは、「生活保護の適用」、「住まいの確保・安定」、「医療機関の受診開始」、「家計の改善」、「孤独の解消」、「自立意欲の向上・改善」、「収入の増加」などの項目について、プラン作成時点と比べて変化があった場合のことを意味する。</p>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
	年度ごとの目標値	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度	—	—

指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
<p>指標15 コーディネート業務により受入先に帰住した者のうち、フォローアップ業務の終了者の割合(3年平均) (アウトカム)</p>	<p>・ 各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」では、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る取組を実施している。</p> <p>・ 具体的には、①入所中から帰住調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。</p> <p>・ コーディネート業務により支援し、受入先に帰住した者のうち、社会施設等へ入所した後も継続的な支援でフォローアップの終了者の割合を測定することで、福祉支援を必要とする矯正施設出所者を確実に地域の福祉につなげ、地域の定着を促進しているかを評価するため、本指標を選定し、毎年度、前年度の実績値を上回ることを目標値としている。</p> <p>(参考)直近の実績値である令和2年度実績値86.4%は、分子:フォローアップ業務の終了者(1,707人)、分母:コーディネート業務により支援し、受入先に帰住した者(2,207人)から算出したもの。</p>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度			
—	76.7%	79.8%	83.3%	85.3%	86.4%	前年度以上			○	
年度ごとの目標値		前年度(70.1%)以上	前年度(76.7%)以上	前年度(79.8%)以上	前年度(83.3%)以上	前年度(85.3%)以上				
【参考】指標16 農業分野等との連携強化モデル事業におけるマッチング支援機関による実施箇所数	<p>実績値</p>									
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
					2箇所					
【参考】指標17 農業分野等との連携強化モデル事業の利用者数	<p>実績値</p>									
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
					86名					

達成目標3について 各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進する										
<p>指標18 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 (アウトプット)</p>	<p>指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>・ 本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。</p> <p>・ また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。</p>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
—	—	—	492市区町村 (H30.10.1時点)	589市区町村 (R1.10.1時点)	678市区町村 (R2.10.1時点)	1,741市区町村		○	△	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	前年度(589市区町村)以上				
<p>指標19 中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 (アウトプット)</p>	<p>指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>・ 本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。</p> <p>・ また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。</p>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
—	—	—	470市区町村 (H30.10.1時点)	559市区町村 (R1.10.1時点)	642市区町村 (R2.10.1時点)	1,741市区町村			△	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	前年度(559市区町村)以上				

測定指標

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標20 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数(アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> 本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。 									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	—	—	210市区町村 (H30.10.1時点)	273市区町村 (R1.10.1時点)	331市区町村 (R2.10.1時点)	800市区町村			△	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	前年度(273市区町村)以上				
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標21 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数(アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> 本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。 									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	—	—	59市区町村 (H30.10.1時点)	80市区町村 (R1.10.1時点)	112市区町村 (R2.10.1時点)	200市区町村			△	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	前年度(80市区町村)以上				
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標22 協議会等の合議体を設置した市区町村数(アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> 本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。 									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	—	—	79市区町村 (H30.10.1時点)	150市区町村 (R1.10.1時点)	304市区町村 (R2.10.1時点)	1,741市区町村			△	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	前年度(150市区町村)以上				
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標23 市町村計画を策定した市区町村数(アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> 本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。 									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	—	—	60市区町村 (H30.10.1時点)	134市区町村 (R1.10.1時点)	285市区町村 (R2.10.1時点)	1,741市区町村	○	△		
年度ごとの目標値		—	—	—	—	前年度(134市区町村)以上				
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標24 国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数(アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> 本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備等を推進していくこととしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。 									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	—	—	—	1,179人	2,043人	3,500人			○	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	前年度(1,179人)以上				

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標25 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> 本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和元年5月に成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。 また、成年後見制度利用促進基本計画においては、今後の施策の目標として、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を掲げ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることとしており、基本計画の最終年度における令和3年度末の目標を設定したものの。 									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
—	—	—	—	—	—	15都道府県	47都道府県		—	
年度ごとの目標値	—									
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標26 市区町村や中核機関職員等を対象とする「成年後見制度利用促進体制整備研修」の受講者を対象とした研修の理解度 (アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和3年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修が実施されている。 この研修の受講者の理解度を高めることが、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に資するため、指標として設定したものの。 また、市区町村の職員や中核機関の職員の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の理解度を目標値として設定している。 <p>(参考)令和2年度実績値95.4%は、分母:研修終了後のアンケート回答者数(794人)のうち、分子:理解できたと回答した者の数(185人)から算出したもの。</p>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度			
—	—	—	—	85.4%	95.4%	前年度以上			○	
年度ごとの目標値	—					前年度(85.4%)以上				
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
指標27 後見人等を対象とする「意思決定支援研修」の受講者を対象とした研修の理解度 (アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。 そのため、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、「意思決定支援研修」が実施されている。この研修の受講者の理解度を高めることが、利用者の特性に応じた意思決定支援に資するため、指標として設定したものの。 また、後見人等の資質向上のための事業であり、直接的な数値を設定することが困難であるため、前年度以上の理解度を目標値として設定している。 <p>(参考)令和2年度実績値91.7%は、分母:研修終了後のアンケート回答者数(1,522人)のうち、分子:理解できたと回答した者の数(1,422人)から算出したもの。</p>									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度			
—	—	—	—	—	91.7%	前年度以上			—	
年度ごとの目標値	—					前年度以上				
【参考】指標28		実績値								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
成年後見制度利用者数		203,551人	210,290人	218,142人	224,442人	232,287人				
認知症高齢者数		—	—	—	—	602万人(推計値)				
知的障害者数		—	96.2万人	—	—	96.2万人				
精神障害者数		—	389.1万人	—	—	389.1万人				

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

総合判定	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
		<p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p>【達成目標1: 被保護者就労支援部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1(就労支援事業の事業参加率)、指標2(就労・増収者率)及び指標3(その他世帯の参加者率)については、令和元年度及び令和2年度実績値は集計中であるが、平成28年度から平成30年度までの推移を踏まえると、それぞれ令和3年度目標値に対しては概ね目標値を達成することが見込まれる。 <hr/> <p>【達成目標1: 医療扶助の後発医薬品使用部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4(地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率)については、令和2年度実績値は目標値に近い割合となり、概ね目標を達成している。また、指標7(医療扶助における後発医薬品の使用割合)については、令和2年度実績値は目標値を上回っている。 <hr/> <p>【達成目標1: 医療扶助の頻回受診対策部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標5(頻回受診対策を実施する地方公共団体の割合)については、令和2年度実績値は集計中であるが、平成28年度から令和元年度まで100%となっていることから、目標を達成していると思込まれる。 指標6(頻回受診指導による改善者割合)については、令和2年度実績値は集計中であるが、平成28～30年度の推移においては、平成30年度の目安値に近い数値である。 令和元年度実績値が前年度から約5ポイント低下しているが、これは平成30年度～令和元年度にかけて、適正受診指導対象者の範囲を拡大したことの影響によるものである。令和元年度以前と以降の数値を単純に比較できず、平成28年度以降の実績値の推移から傾向を判断することも困難であるため、達成区分は判定不能となった。 指標8(指導監査対象福祉事務所に対する監査実施割合)については令和2年度実績値は集計中であるが、令和元年度までの実績を踏まえると、目標達成と見なせると判断した。 <hr/> <p>【達成目標2: 生活困窮者自立支援制度部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標9(年間新規相談件数)、指標13(住宅確保給付金受給中の常用就職した者の割合)については、令和2年度実績値は集計中であるが、平成28年度から令和元年度までの実績値の推移から、令和2年度についても目標の達成が見込まれる。 指標10(新規相談件数に占める自立生活のためのプラン作成件数の割合)、指標11(自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数の割合)及び指標12(就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)については、令和元年度における、自立生活のためのプラン及び就労支援プランのそれぞれの作成件数は、前年度より増加しているものの、平成28年度以降の傾向として、指標10:横ばい、指標11:横ばい、指標12:減少傾向にある。 このような状況を踏まえると、いずれの指標も令和2年度目標値達成は難しいと思込まれ、特に指標10及び指標11については、目標値の8割未満が見込まれることから、目標未達と判断した。 <hr/> <p>【達成目標2: 矯正施設退所者の地域生活定着支援部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標15(福祉的支援を行った矯正施設退所者のうち、フォローアップ終了者割合)については、令和2年度実績値は目標値を上回っている。 <hr/> <p>【達成目標3: 成年後見制度利用促進部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標18～指標23の体制整備に係る項目については、全ての指標において、前年度と比較すると増加しているが、令和3年度に全市区町村で体制を整備するという目標と比べると、これまでの増加ペースでは難しいことを踏まえ、概ね目標を達成していると思判断した。 指標24(国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数)については、令和2年度実績値は目標値を上回っている。ただし、令和3年度に累計3,500人を超えるためには、増加ペースの加速が必要。 指標25(後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県数)及び指標27(後見人等を対象とする意思決定支援研修受講者の理解度)については、令和2年度がは事業開始初年度であり、目標値を設定していない又は前年度実績値が存在しないため、達成状況を判断できない。 指標26(市区町村や中核機関職員等を対象とする成年後見制度利用促進体制整備研修受講者の理解度)については、前年度実績値を上回り目標を達成している。 <hr/> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標が25指標あるうち、主要な指標は12指標あり、1指標は判定不能となったが、残る11指標は目標達成(4指標)又は概ね目標達成(7指標)である。 主要な指標以外の指標は13指標あり、目標未達成は2指標、判定不能は3指標、残る8指標は目標達成又は概ね目標達成である。 以上から、評価基準に照らし、目標達成度合いの測定結果としては③(相当程度進展あり)、総合判定としてはB(達成に向けて進展あり)と判断した。

(有効性の評価)

【達成目標1:被保護者就労支援部分】

- ・ 稼得能力を有する被保護者の就労支援については、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置などの「被保護者就労支援事業」、就労意欲や基本的な生活習慣などに課題を抱える者に対する「被保護者就労準備支援事業」に取り組んでいる。
- ・ これまでの就労支援の取組に関しては、平成29年度までは特に就労支援事業等の参加率(指標1)が低調であったが、全体としては概ね上昇傾向である。
- ・ 一方で、就労事業事業参加者の活動結果による就労・増収率(指標2)及びその他世帯の参加率(指標3)は横ばい傾向が続いており、令和3年度の目標達成に向け、一層の取組が必要な状況である。

【達成目標1:医療扶助の後発医薬品使用部分】

- ・ 生活保護者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医師等が医学的知見等に基づいて、使用できると判断した場合には後発医薬品の使用を原則とする取扱いとされ、平成30年10月1日に施行された。
- ・ こうしたこともあり、自治体における取組が進む(指標4)とともに、後発医薬品の使用割合(指標7)も目標である80%を上回り、取組が有効に機能していると評価できる。

【達成目標1:医療扶助の頻回受診対策部分】

- ・ 医療扶助の適正化に関して、各自治体による頻回受診対策は積極的に実施されている(指標5)ことから、近年、適正受診指導対象者数のうち受診行動が改善した者の割合は上昇傾向にある(指標6)。
- ・ また、受診状況把握対象者数や医療扶助における平均受診日数は減少傾向にあり、これまでの取組により一定の効果が上がっていると評価できる。
※令和元年度の実績値が下がったのは、適正受診指導対象者の基準を見直し、対象者の範囲を拡大したことの影響によるもの。
- ・ この他、医療扶助も含め生活保護制度の適正な運営を確保するため国による監査を実施しており、毎年度、監査対象とする実施機関に対し確実に監査を実施している(指標8)。

【達成目標2:生活困窮者自立支援制度部分】

- ・ 全国の自立相談支援窓口における相談件数は、生活困窮者自立支援制度が創設された平成27年度以降、毎年度着実に相談件数が増加している(指標9)。特に、令和2年度については、実績値は集計中ではあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増し、自立支援機関においては、感染防止策を講じつつ、急増する相談への対応を行ってきた。
(参考)自立相談支援件数(令和2年度速報値)約74.5万件(令和元年度24.8万件)
- ・ また、継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき支援を進められている件数も、平成27年度以降、毎年度件数が増加しているものの、新規相談件数に占めるプラン作成割合(指標10)、就労支援対象割合(指標11)、就労・増収率(指標12)はほぼ横ばいとなっている。これは、新規相談件数も増加しており、制度が浸透していることが推察される一方で、生活困窮者自立支援の支援対象者が、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方など相談者が多様化していることが一因となっていると考えられる。
- ・ さらに、就労・増収率(指標12)は微減傾向にあるが、これは就労支援の対象となる利用者が増加する中で就労に向け長期の支援が必要となる利用者が増加していることが要因として考えられる。なお、プラン作成者のうち、自立に向けて改善が見られた者の割合(指標14)は、令和元年度に概ね目標値を達成したことから、令和2年度は目標値を引き上げている。
- ・ 再就職のため居住の確保が必要な者に対し、就職活動の支援として住居確保給付金を有期で支給しており、この支給期間中に常用就職した者の割合(指標13)は、着実に増加しており、引き続きハローワーク等の関係機関と連携し、就職につなげていく必要がある。

【達成目標2:矯正施設退所者の地域生活定着支援部分】

- ・ 各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、福祉関係者等と連携して福祉的支援を受けられるよう取組を行っており、支援を受けた者の地域定着は着実に進んでいる(指標15)。

【達成目標3:成年後見制度利用促進部分】

- ・ 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、制度の周知(指標19)、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり(指標18、指標20～指標22、指標24)、市町村計画の策定(指標23)、利用者がメリットを実感できる制度の運用(指標25～指標27)など、成年後見制度利用促進に向けた体制整備を進めている。
- ・ 現時点では達成状況の判定ができない2指標(指標25及び指標27)を除くすべての指標において、目標値を達成していることから、成年後見制度利用促進に向けた取組は有効に機能していると評価できる。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析	(効率性の評価)
		<p>【達成目標1:被保護者就労支援部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1～指標3に係る被保護者就労支援事業予算については、平成28年度以降同額で推移しており、これまでと同様の事業の効果がでていることから効率的な取組が行われていると評価できる。 <p>【達成目標1:医療扶助の後発医薬品使用部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標4、7に係る後発医薬品の使用促進の取組を含む医療扶助適正化等事業は、必要に応じて事業メニューの見直しを行なう中で、毎年使用率は上昇しており、効率的に事業が実施されていると評価できる。 <p>【達成目標1:医療扶助の頻回受診対策部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標5、6に係る医療扶助の頻回受診対策の取組を含む医療扶助適正化等事業、必要に応じて事業メニューの見直しを行なう中で、頻回受診の適正化に一定の効果が上がっていると見られ、効率的に事業が実施されていると評価できる。 指標8については、各自治体と連携した取組を推進しており、効率的に取り組んでいるといえる。 <p>【達成目標2:生活困窮者自立支援制度部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標9～12については、平成30年10月一部法改正において、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設や自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施の促進などを行ってきたところであり、これにより一定の効果が上がっていると見られ、また昨年度の実績に応じて加算減算を行い、必要額を配分していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 指標13については、ハローワーク等の関係機関と連携した就職活動を行うことにより、就職について一定の効果が上がっているとみられ、また、専門スタッフによる職業相談(全国ネットを使った最適な求人への提案、求人企業への交渉等)によって効率的な就職支援につながっていると評価できる。 指標14については、令和元年度からKPIを変更し、令和2年度は集計中であることから現時点での評価は難しい。 <p>【達成目標2:矯正施設退所者の地域生活定着支援部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標15については、執行額が大きくは増加していない(※2)中で、年度毎の目標値について全て達成しており、効率的に事業が実施されていると評価できる。 ※2 平成28年度執行額:859百万円、平成29年度執行額:859百万円、平成30年度執行額:888百万円、令和元年度執行額:907百万円、令和2年度執行額:983百万円 <p>【達成目標3:成年後見制度利用促進部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標18～指標23の体制整備に係る項目については、予算が大きくは増加していない中で、全ての指標において、前年度と比較すると増加しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 指標24については、執行額がほぼ一定であるにも関わらず、令和2年度までの実績を踏まえると、令和3年度は累計3,500人を超えると考えられることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 指標25については、オンラインを活用し、旅費等の効率化を図ったことで、令和2年度は事業開始初年度であったにも関わらず、15都道府県の実施を達成しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 指標26については、執行額がほぼ一定であるにも関わらず、前年度と比較すると増加しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 指標27については、オンラインを活用し、旅費等の効率化を図ったことで、令和2年度は事業開始初年度であったが91%と高い理解度であり、効率的な取組が行われていると評価できる。
		(現状分析)
		<p>【達成目標1:被保護者就労支援部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労支援の取組については、参加率(指標1)の向上も必要であるが、一方で、就労に向けて課題を抱える者の支援も必要である。「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会報告書」(平成31年2月)では、近年、年齢や職務経験等から比較的就労に結び付きやすい者は既に就労に至っている一方で、障害を有している可能性のある者、就労経験が乏しい者やひきこもりなど就労に向けた課題を抱える者の割合が増加している状況があり、就労支援事業の対象となる者が少なくなっており、就労支援の対象としても就労に結び付かない者が増加している点が指摘されている。 また、ケースワーカーは業務多忙を要因として、就労に向けて課題がある者に対する支援が十分に行うことが難しい状況にあることから、事業実施体制の強化が不可欠である。さらに、より効果的な就労支援を行っていくためには、一層の連携先の確保及び拡大を図るとともに、関係機関が適切な役割分担のもと、情報共有を図りながら、アセスメントから定着支援まで一貫した支援を行っていくことが求められている。 加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による被保護者数の増加傾向や求人動向等の経済情勢、自治体における就労支援の取組状況を踏まえ、より効果的な取組を検討する必要がある。 <p>【達成目標1:医療扶助の後発医薬品使用部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用割合に係る目標値を既に達成している。

【達成目標1: 医療扶助の頻回受診対策部分】

- ・ 頻回受診の適正化については、これまで、自治体において①一定回数以上の頻回受診者について、医療機関受診の際に保健師等が付きそうなどの指導の強化、②かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の委嘱、③頻回受診指導を行っても指導に従わず、改善が見られない者のみを対象として、有効期限が1か月より短い医療券を発行し、指導の機会を創出する取組などを実施した場合に、必要な経費を補助するなど、適正化に向けた取組を推進してきた。
- ・ 自治体における取組は進んでいる(指標5)ものの、適正受診指導による改善者数割合(指標6)については、一層の取組を進める必要がある。

【達成目標2: 生活困窮者自立支援制度部分】

- ・ 自立相談支援事業による相談件数は増加している(指標9)が、その「出口」のツールとなる就労準備支援事業及び家計改善支援事業の全国的な実施率向上を図る必要がある。実施率が一定割合に止まっている場合には、市同士の連携や都道府県の関与を通じた広域実施による実施体制の整備を進める必要がある。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症を機に、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々の相談が増えていることや、対面支援が困難となるなどの変化が求められており、人員体制の充実、支援のICT化等の感染拡大防止策等の対応が課題となっている。

【達成目標2: 矯正施設退所者の地域生活定着支援部分】

- ・ 地域生活定着促進事業は、これまで、刑又保護処分 of 執行のため矯正施設(刑務所、少年院等)に収容されている人のうち、高齢又は障害のために釈放後直ちに福祉的支援を受ける必要がある人等に対する支援事業として、各都道府県が整備する地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、福祉関係者等と連携して、福祉的支援を受けられるよう取組を行い(いわゆる出口支援)、大きな成果を挙げている。

【達成目標3: 成年後見制度利用促進部分】

- ・ 地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備や市町村計画の策定については一定の進捗が見られるものの、中核機関の整備予定時期が未定である自治体が全体の6割、中核機関を未整備の自治体のうち整備に向けた具体的な検討をしていない自治体が約半数に上るなど、取組が十分に進んでいない市区町村も多い。また都道府県ごとの取組の進捗状況に大きな開きがある。
- ・ 令和元年5月から、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体等において、後見人等における意思決定支援のあり方についての指針の策定に向けた検討を行い、令和2年10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を取りまとめた。本ガイドラインの内容を踏まえた後見人等に対する意思決定支援研修を全国で実施し、後見人等が意思決定支援を踏まえた適切な後見事務を行うことにより、利用者の権利利益の擁護が図られるよう、全国的な普及・啓発を行っていく必要がある。

(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1: 被保護者就労支援部分】

- ・ 被保護者就労支援の取組については、今後の被保護者数の増加傾向、求人動向等の経済情勢、自治体における就労支援の取組状況を踏まえ、より効果的な取組を検討する必要がある。具体的には、就労支援を必要とする者に対して、適切な支援が行われるよう、就労支援員の増員等による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業の実施、就労自立給付金の制度周知等に積極的に取り組む。
- ・ また、就労支援事業等の参加率が著しく低い自治体については、その原因や課題について個別ヒアリングを実施することとしている。
- ・ さらに、今後、就労に向けた課題を抱える者に対して「多様な働き方」を通じた自立支援対策を推進していくため、それぞれの課題に対応することができる多様な関係機関との連携を図っていく。
- ・ こうした取組によって、今後の被保護者数の増加傾向、求人動向等の経済情勢、自治体における就労支援の取組状況を踏まえ、目標達成を図っていく。

【達成目標1: 医療扶助の後発医薬品使用部分】

- ・ 後発医薬品の使用割合に係る目標値を既に達成している。今後は、医療全体の後発医薬品の使用割合の目標等を踏まえて検討する。

【達成目標1: 医療扶助の頻回受診対策部分】

- ・ 指標5、6については、改革工程表において「生活保護受給者の頻回受診対策については、現在開催している「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度中に行う」とされており、2022年度中を目途に該当要件の見直しを含めた検討を行うこととなるため、今後、当該見直しを踏まえて目標値を検討する。
- ・ 指標8については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。

【達成目標2: 生活困窮者自立支援制度部分】

- ・ 令和元年度からの3年度の間を集中実施期間として就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施を目指しており、令和3年度も、令和2年度に引き続き、厚生労働省において、都道府県ごとの進捗状況を踏まえ、特に重点的な支援が必要な都道府県を選定し、都道府県と厚生労働省が、未実施自治体のアセスメント、取組状況の見える化等を行い、明らかとなった個別課題の解決に向けた検討を行う重点支援を継続している。
- ・ また、就職氷河期世代への支援強化として、①アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化、②就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング、③就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進、④農業分野等の連携の促進に引き続き取り組んでいく。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている中、特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏えた各施策との連携強化を図ることとしている。
- ・ 引き続き、求人動向等の経済情勢や自治体における任意事業の実施状況等を踏まえて、より効果的な取組を検討し現状の目標達成を目指していく。

次期目標等への
反映の方向性

【達成目標2: 矯正施設退所者の地域生活定着支援部分】

- ・ 令和3年度より、これまで行ってきた出口支援に加えて、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難である刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、新たに被疑者等支援業務(いわゆる入口支援)を開始している。
- ・ また、複雑で困難な課題を有する高齢又は障害のある矯正施設対象者等への支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する人材を計画的に育成し、全国的に支援の質を更に向上・均一化することとしている。

【達成目標3: 成年後見制度利用促進部分】

- ・ 指標18～指標27について、令和4年度から次期基本計画計画期間となるため、現状の指標設定の状況も踏まえつつ、次期の政策の柱にそった目標値を検討する。

第10回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキング(令和3年8月2日開催)で議論いただいたところ、以下の16点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

【達成目標1: 被保護者就労支援部分について】

① 指標2(被保護者就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)について、被保護者となる背景・事情が様々あるため、年齢別の内訳など、もう少し詳細に状況を把握できたらよいのではないかと。⇒ 今後検討を行う。

② 指標1(被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率)及び指標2(被保護者就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)について、この「事業等」には任意事業も含まれていると思うが、任意事業を実施している自治体と実施していない自治体で、アウトカムにどのような差があるか分析してほしい。⇒ 今後検討を行う。

③ 平成26年7月に就労自立給付金制度が導入されているが、この評価はどのように行うのかを将来的に検討してほしい。⇒ 平成29年度の社会保障審議会生活保護基準部会で一定の評価をしており、それも踏まえて平成30年度に見直しを行っている。

【達成目標1: 医療扶助部分について】

④ 指標6(頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合)について、適正指導が進んだ結果、適正指導を行っても行動変容が難しい方が残られている等の事情があれば、記載を補足してほしい。⇒ 指摘を踏まえ、有効性の評価欄の指標6部分に追記した。

⑤ 指標5(医療扶助について頻回受診対策を実施する地方公共団体)及び指標8(指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数)については、実績値が100%の状況が続いているため、次期目標設定時からは不必要ではないかと。⇒ 指摘を踏まえ、次期目標設定時から削除する。

【達成目標1: その他】

⑥ 生活保護に関して、就労自立に重点がおかれているが、社会的な自立等も考えられるので、就労自立だけではない「自立」助長の状況を測る指標の設定を検討してほしい。⇒ 自立が多様な概念であり、これを総合的に評価することは技術的に困難である。

⑦ スティグマの影響で申請を躊躇われる方や情報不足等の事情によって、生活保護制度まで自ら辿り着けない方もいるが、こうした方への取組を行うと同時に、指標を設定することも検討してほしい。⇒ 生活保護については、国民の権利であり、ためらわずに申請して頂きたいことを①厚生労働省作成のリーフレット、②Yahoo!のバナー広告、③申請・相談を呼びかけるホームページ等で周知を図っている。これらの効果は新規申請者数等に現れると考えられるが、これらの数値は様々な要因の影響を受けると考えられるため、広報の効果だけを測定するのは困難である。

【達成目標2: 生活困窮者自立支援制度部分について】

⑧ 指標10(自立生活支援のためのプラン作成件数)、指標11(自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数)及び指標12(就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)について、相談を行った方に自立生活支援のためのプランを作成し、就労に結び付けていくことを前提に指標が設定されている。しかし、プランを経ないで就労に結び付くケースも少なくないことも考慮してデータを取ってほしい。⇒ プラン作成者以外の方についても、就労に関するデータを取得している。

⑨ 指標12(就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)について、実績値が低下傾向にある要因としては、ひきこもりの方より丁寧な支援を必要とする方など、就労に至るまでに時間を要する方が少なくないことが要因として考えられる。一方で、そういった方にも支援機関が支援をしていることを評価することも必要であり、指標12の背景の分析が重要。⇒ 年代別の集計や支援終了までの期間等などから分析をしていきたい。

⑩ 指標14(自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合)について、「自立意欲の向上・改善」とは具体的にどのような基準で判断するのかは、できるだけ記載し、読む側に分かりやすい評価書となるようにしてほしい。⇒ 指摘を踏まえ、指標14部分に「自立に向けての改善が見られた」と判断する場合の基準を追記した。

【達成目標2: 矯正施設退所者の地域生活定着支援部分について】

⑪ 指標15(コーディネート業務による受入先に帰住した者のうち、フォローアップ業務の終了者の割合)について、保護観察所からの依頼に基づき、地域生活定着支援センターで支援をしているが、矯正施設に入所している高齢者や障害者のうち、支援を必要としている方にどの程度支援が届いているのかは分かるか。⇒ 重複計上になるが、法務省の統計によると、令和2年に刑事施設に新たに入所した人のうち、高齢者は2,143人、精神障害のある人(確定診断有り。知的障害を除く)は2,247人、知的障害のある人(確定診断有り)は297人、知的障害のある又はその疑いのある人(能力検査値が69以下)は3,317人となっている。こちらも重複計上になるが、法務省の統計によると、令和2年に少年院に新たに入所した人のうち、精神障害のある人(確定診断有り。知的障害を除く)は319人、知的障害のある人(確定診断有り)は139人、知的障害のある又はその疑いのある人(知能指数が69以下)は184人となっている。支援を受ける希望があり、高齢又は障害のため福祉サービスを受ける必要がある人等であると法務省が認めた人について、法務省からの依頼を受けた人に対して地域生活定着支援センターが支援を実施しているが、令和2年度に、全国の地域生活定着支援センターが矯正施設入所中に支援を実施した数は、1,486人となっている。

【達成目標2: その他】

⑫ ひきこもりの方や就職氷河期世代の方も、本施策の重要な対象集団であると思われるので、別立てで評価できるようにしてほしい。⇒ ひきこもりの方や就職氷河期世代の方に特化したデータを集計・抽出していないため、対応困難。

学識経験を有する者の知見の活用

	<p>【達成目標3:成年後見制度利用促進部分】</p> <p>⑬ 指標18から指標23までの成年後見制度の体制整備に係る指標について、令和2年度実績値は目標値である「前年度以上」を上回っている一方で、令和3年度の目標値(成年後見制度利用促進計画のKPI)と比較すると乖離がある。このような状況で、達成区分を「○」(目標達成)とすることは課題がある。 ⇒ 指摘を踏まえ、指標18から指標23までの達成区分を「○」(目標達成)から「△」(概ね目標達成)に修正した。</p> <hr/> <p>⑭ 指標18から指標23について、令和3年度の目標値が1,741市区町村となっている指標が多い中で、目標値を前年度以上としている点は適切なものか。見直す必要があるのではないか。 ⇒ 御指摘の趣旨はもつともであるが、目標値(KPI)の1,741市区町村は、年度ごとの目標値までは設定されておらず、また、認知症施策推進大綱(閣議決定)にKPIそのものが位置付けられていることから、「前年度以上」以外の目標値を単年度で設定すること(基本計画や大綱にない別の数値を目標値として設定すること)は、困難。</p> <hr/> <p>【全体に関する事項】</p> <p>⑮ 本施策目標に含まれる内容は、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度と非常に多岐に渡るとともに、この5年間で大きな動きのあった分野である。そのため、これらの内容をまとめて評価するのは難しいため、次期計画(令和4年度～)では、それぞれ独立した施策目標として政策評価を行うべきではないか。 ⇒ 御指摘を踏まえ、分割を検討する。</p> <hr/> <p>⑯ 生活困窮者自立支援事業については、5年前は現在記載している課題や指標設定でよかったのかもしれないが、ここ数年の間で、任意事業である就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施が努力義務となったが、それがどの程度進んでいるのか。また、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施が促進されている現状がある。さらには、今後は、重層的支援体制の整備を進めていくことになっている。こういった施策の変化に対して、基本計画期間中であっても、その都度、参考指標の設定も含めて、適切に評価書に入れ込んで政策評価をしていく必要があるのではないか。 ⇒ 指摘のとおり、基本計画期間内であっても、施策内容の変化に合わせて適切に政策評価を行うことができるよう、毎年度指標の見直しを行っていく。</p>
--	--

参考・関連資料等	<p>生活保護制度の概要 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatushogo/index.html</p> <p>生活困窮者自立支援制度の概要 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html</p> <p>地域生活定着促進事業の概要 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html</p> <p>成年後見制度の概要 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html</p>
----------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	総務課長 駒木 賢司 保護課長 池上 直樹 地域福祉課長 田仲 教泰	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--------	--------	--	----------	--------